

『実践 訴訟戦術 [刑事弁護編]』

目次

第1章 最良の刑事弁護をめざして

Ⅰ	はじめに	2
Ⅱ	自分の事件として	2
Ⅲ	心構え	3
Ⅳ	無罪弁護と情状弁護	4
Ⅴ	捜査弁護	5
Ⅵ	公判弁護	5
Ⅶ	新しい制度・新しい法律	6

第2章 弁護活動のあり方
——自白と否認の選択

Ⅰ	無実であれば否認する？	10
Ⅱ	無実でないけれど否認する？	13
Ⅲ	黙秘戦略	16
Ⅳ	否認の場合は示談しない？	18

第3章 示談

Ⅰ	示談交渉とは	24
Ⅱ	示談の検討	26
1	示談の時期	26
(1)	とにかく早く？	26

目次

(2) 身柄解放と示談の関係	30
(3) 被疑者が示談に積極的でない場合に被疑者を説得すべきか	31
(4) 示談をしても処分に大きな影響がなさそうな場合にそれでも 示談をすべきか	32
(5) 国選事件の限界?	35
2 示談交渉を始める前に準備すべきこと	35
(1) 示談金の確保——まずは謝罪?	35
(2) 親族以外に示談に協力してもらえる者を探すか	37
(3) 謝罪文の作成	38
(4) 示談相手の調査	40
Ⅲ 被害者への連絡	40
1 被害者の連絡先の入手方法	40
2 被害者への連絡	41
(1) あらかじめ被害者の連絡先を知っていた場合	42
(2) 検察等から連絡先を教えてもらった場合	43
3 手紙の出し方	43
Ⅳ 被害者との面会	44
1 面会の場所	44
2 被疑者・被告人本人の同伴を検討するか	46
3 依頼者・被疑者家族等にも同行してもらうか	49
4 被害者が代理人（弁護士、未成年の場合の親権者）以外の 同席を希望してきた場合にこれを認めるか	51
5 トラブルを避けるため録音等をするか	53
6 被害者と面会をしない示談交渉	53
Ⅴ 示談交渉	54
1 示談交渉の基本的な流れ	54
2 弁護士の立場からの謝罪	55
3 示談金の交渉	55

(1) 示談金額の提示	55
(2) 示談金の相場	61
(3) 一部弁済	62
(4) 過失相殺まで検討するか	63
4 交渉回数	64
5 親告罪か非親告罪かで取り組み方が異なるか	66
(1) 宥恕を求めることと告訴を取り消してもらうことの交渉の違い	66
(2) 2通に署名が必要?	68
6 性犯罪や重い障害、死亡を伴う場合など被害者の心情に配慮すべき場合の示談交渉	70
7 過大請求への対応	72
Ⅵ 示談金の支払方法	74
1 現金か、振込か	74
2 振込の場合は合意書等の調印時期をいつにするか	76
Ⅶ 証拠化	77
1 宥恕文言	77
2 示談書、合意書の作成	79
(1) 文言の調整	79
(2) 示談書に住所を書くか	80
(3) 示談交渉経緯の報告書	81
3 検察庁での手続	82
Ⅷ その他の留意点	83
1 被害者が複数の場合の示談	83
2 共犯者がいる場合	84
3 被害者に代理人弁護士がついていない場合とついている場合で取り組み方、注意すべき点等に差はあるか	87
4 起訴前の事案と起訴後の事案とで差はあるか	88
(1) 異 同	88

目次

(2) 勾留期間中に示談ができれば不起訴、できなければ起訴という場合の勾留延長への対処……………89

5 第1審段階と控訴審段階あるいは上告審段階で差はあるか……………90

6 コミュニケーションがとれない被害者……………91

7 被疑者・被告人に資力がない場合……………92

第4章 接見

Ⅰ 接見にあたって……………96

1 接見の場所……………96

2 持ち物等……………97

3 下調べ……………98

4 接見に訪れる時間帯……………99

5 接見の事前連絡……………100

6 接見の時間……………101

(1) 初回接見の場合……………101

(2) 2回目以降の接見……………103

Ⅱ 接見時の留意点……………103

1 何から話を切り出すか——初回接見では何を確認すべきか……………103

2 持ち込み禁止機器の対応……………105

3 事件等の聴取……………107

4 否認事件の対応……………108

(1) 否認の種類……………109

(2) 違法収集証拠・調書の任意性……………110

(3) 黙秘……………111

(4) 故意の否認……………114

5 自白事件の対応……………115

6 被疑者ノートの活用……………115

7	手続の説明——準抗告、抗告、勾留取消し、勾留理由開示	116
8	事件の見通しの説明	117
9	拘置所や刑務所での生活を聞かれたら	118
10	弁護士としての経験年数等	119
11	次回接見までに被疑者等に頼んでおくこと	120
12	被告人接見	120
	(1) 起訴状の確認	120
	(2) 拘置所への移送	122
	(3) 検察官請求証拠の取扱い	122
	(4) 弁論要旨、弁護人作成書類、被告人質問事項案	125
	(5) 公判の直前・直後に接見に行くか	127
Ⅲ	次回接見までの対応	128
1	接見の頻度	128
2	接見希望の電話対応	129
3	身柄の解放と会社・学校への対応	131
4	違法逮捕や不当な取調べへの対応	133
Ⅳ	差入れ・宅下げ	135
Ⅴ	被疑者・被告人への対応	140
1	信頼関係構築の方法	140
2	国選事件で民事事件を依頼されたときの対応	142
3	精神疾患の可能性が疑われる被疑者・被告人	144
4	病気を患っている被疑者・被告人	145
5	少年事件	146
6	外国人の場合	147
7	反社会的勢力の関係者の場合	148
8	脅迫・身の危険を感じた場合	150
9	無気力になっている場合	151
10	不合理な弁解をしていて信用できない場合	152

11	接見拒否をしている場合	153
12	パニックになっている場合	154
13	その他被疑者・被告人からの依頼への対応	155
Ⅵ	関係者への対応	156
Ⅶ	在宅の被疑者・被告人との信頼関係——保釈制度を含めて	158

第5章 尋問

Ⅰ	尋問を行うか否かの判断	166
1	尋問を実施（請求）するか否かの判断基準	166
(1)	供述調書の証拠請求への同意・不同意	166
(2)	弁護人は尋問したくない？——被害者証人	167
(3)	情状証人	168
(4)	第三者証人	169
2	否認事件で被害者、目撃者等の尋問を実施しない場合	170
3	自白事件でも被害者等の尋問を実施する場合	170
4	尋問を実施せずに上申書等で対応する可能性	170
5	尋問の請求が却下された場合の対処法	171
(1)	証人の尋問請求は無制限に認められない	171
(2)	証人請求が却下される場合	172
6	尋問を行うにあたっての証人の順序	173
(1)	上司と部下	173
(2)	上司と家族	174
Ⅱ	事前準備	174
1	尋問時間の目安	174
(1)	被告人質問	174
(2)	証人尋問	175
2	尋問の事前準備	175

3	打合せはどの程度行うか	178
(1)	被告人	178
(2)	情状証人	178
(3)	否認事件における重要な証人	179
4	検察官の反対尋問に対する準備	180
5	敵性証人との事前の打合せ（事情聴取）は可能か	181
6	共犯者の尋問を行う場合の注意点	182
Ⅲ	尋問の実施	183
1	尋問にあたって	183
2	反対尋問の手法	185
(1)	話し方	185
(2)	弾劾のポイント	185
(3)	被害者への反対尋問	187
(4)	警察官に対する反対尋問	189
(5)	鑑定人に対する反対尋問	190
(6)	共犯者に対する反対尋問	194
3	再主尋問、再反対尋問で聞き出すべき事項	197
4	引き出したい事実を話してくれないときの対処法	197
(1)	被告人、情状証人	197
(2)	敵性証人	198
5	尋問に対し黙秘、要領を得ないなどの返答への対応	200
6	検察官の反対尋問の内容が予期せぬものであった場合	202
7	検察官の反対尋問に対して弁護側証人や被告人が予期せぬ返答をした場合	203
8	尋問に書面や物を用いる場合の注意点	204
9	異議を出すときのコツ、注意点	206
10	裁判員裁判での尋問——答えを繰り返す	207
11	民事事件での尋問との違い	209

12 効果的な尋問により判決に影響を与えたと実感できた経験… 210

第6章 刑事文書作成

Ⅰ	刑事文書とは	212
Ⅱ	刑事文書の作成にあたって	212
1	書式集の活用?	212
2	どこから書き始めるか	213
Ⅲ	被疑者・被告人と刑事文書	214
1	作成した刑事文書は提出前に被疑者、被告人に確認をとるか	214
2	直してほしいと言われるか	216
Ⅳ	民事事件と比較した場合の刑事文書作成のポイント	216
1	シンプルか心情に訴えるか	216
2	反省の態度	217
3	再犯防止策	221
4	後日に民事訴訟の提起が想定される場合の刑事文書の作成	223
Ⅴ	保釈請求書と勾留の裁判に対する準抗告申立書	225
1	記載すべき内容	225
2	心情に訴えかける文章	227
3	書面作成の時間	227
4	保釈請求の際に記載する事情——添付資料はどのようなものが有効か	229
5	身元引受書	232
Ⅵ	証拠保全請求書	232
Ⅶ	検察官への意見書	233
1	検察官への意見書の種類	233
2	検察官へ「不起訴を求める意見書」を提出するか否かの判	

断基準	233
Ⅶ 示談書	235
Ⅷ 嘆願書	237
Ⅸ 委任契約書	239
Ⅹ 証拠意見書——一部不同意の場合	240
Ⅺ 証拠等関係カード	242
Ⅻ 冒頭陳述書と弁論要旨	242
1 非裁判員事件でも冒頭陳述書を作成するか	242
2 弁論要旨で不利な事実への言い訳をするか	243
3 弁論要旨で寛大な判決もしくは執行猶予付判決のいずれを 求めるか	244
4 弁論要旨はそのまま読み上げるのか	245
5 弁論要旨での予備的主張	246
6 裁判員裁判と非裁判員裁判での冒頭陳述書・弁論要旨の 体裁	247

第7章 公判前整理手続

Ⅰ 概要	252
1 公判前整理手続対象事件	252
2 打合せ手続との違い	254
3 被告人の出頭	255
4 公判前整理手続の回数、期間	257
Ⅱ 検察官による証明予定事実記載書の提出、検察官請求証拠の 開示	257
Ⅲ 類型証拠開示請求	258
1 どこまで、何を開示請求するか	258
2 開示要件①——特定の手法	261

3	開示要件②——6号請求	262
4	検察側から証拠が「存在しない」との回答があった場合の 対応	263
5	裁定請求	264
Ⅳ	証拠意見	265
Ⅴ	予定主張の明示	266
Ⅵ	主張関連証拠開示請求	267
Ⅶ	証拠請求	269
1	公判前整理手続以外の手続との異同	269
2	証言予定要旨記載書の提出方法	270
Ⅷ	被告人の入廷に際しての申入れ	271

第8章 公判

Ⅰ	第1回公判期日前の活動	274
1	検察官提出証拠の閲覧・謄写	274
2	証拠採用の同意、不同意の決定	276
3	起訴状に対する求釈明の検討	278
4	検察官手持ち証拠の開示請求の検討	279
5	被告人との打合せ	279
(1)	被告人質問への対応	279
(2)	人定質問への対応	280
(3)	服装・髪型	281
(4)	証拠の差入れ	283
6	裁判所、検察官との打合せ	285
(1)	裁判所との打合せ	285
(2)	検察官との打合せ	287
Ⅱ	公判期日における活動	288

1	開廷時間	288
2	否認から自白に転じる場合	289
3	冒頭陳述	290
	(1) 冒頭陳述をする場合の目安	290
	(2) 検察側冒頭陳述に対する異議	291
4	証拠請求	293
	(1) 共犯者間の証拠不同意の調整	293
	(2) 検察官面前調書の証拠採用への異議	294
5	弁論	295
	(1) 弁論要旨	295
	(2) 弁論要旨の口頭による補充	297
	(3) 検察側からのメッセージ	297
6	判決	298
	(1) 控訴手続	298
	(2) 判決を聞く	299

第9章 裁判員裁判

I	裁判員の選任	302
	1 選任の方法	302
	2 裁判員候補者からはずれてもらう視点	305
II	冒頭手続	309
	1 被告人の見た目——服装・髪型・腰縄・手錠など	309
	2 被告人席	311
	3 意見陳述	312
	4 裁判員裁判にあたっての心構え——弁護人は悪役？	315
III	冒頭陳述の手法	316
	1 物語風に伝える	316

目次

2	冒頭陳述の時間	317
3	冒頭陳述の手法	320
4	ペーパーレス	322
Ⅳ	証拠調べ	323
1	時系列に尋問することに拘泥しない	323
2	2号書面の取扱い	325
3	専門家証人	326
4	検察官の尋問技術	327
5	裁判員へのアピール	328
Ⅴ	弁論	330
1	証拠調べと同日に行うか別日に行うか	330
2	異議を出されないようにする	332
3	冒頭陳述とは重複しない	333

第10章 上訴

Ⅰ	控訴審	336
1	控訴審の受任	336
(1)	第1審から引き続き受任するか	336
(2)	控訴手続	338
(3)	第1審から引き続き受任する場合の心構え・注意点——第1 審との違い	340
(4)	控訴審から受任する場合	342
(5)	控訴審での戦略	346
2	控訴審での接見	347
3	控訴審での記録閲覧	350
4	控訴審の主張——控訴趣意書	352
(1)	事実誤認の主張	352

(2) 量刑不当の主張	353
5 控訴審での証拠提出——事実取調請求	354
6 その他の控訴審の準備	357
7 控訴審の期日	358
8 控訴審期日後の対応	359
Ⅱ 上告審	360
1 上告審の受任	360
(1) 受任の心構え	360
(2) 上告の目的	361
2 上告審の記録の閲覧	362
3 上告審での接見	363
4 上告審での主張	364
5 上告審での証拠提出	366
6 上告審の流れ	366
・研究会参加者一覧	368